



# 広報 ところざわ 号外 市議会議員補欠選挙

## 3.20

編集・発行: 所沢市選挙管理委員会事務局  
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
☎04(2998)9259・FAX04(2998)9042  
ホームページアドレス  
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp  
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

# 所沢市議会議員補欠選挙

## 投票日 4.11(日)

告示は4月4日(日)です。

投票は午前7時から  
午後8時まで



### みんなで投票! みんなで参加!

4月11日(日)は、所沢市議会議員補欠選挙の投票日です。所沢市政を担う人を決める大切な選挙です。一人ひとりの貴重な一票を大切に、みんなで投票しましょう!  
この号外では、今回の市議会議員補欠選挙についてお知らせします。  
※問い合わせ 所沢市選挙管理委員会事務局  
☎2998-9259・FAX2998-9042

#### 投票できる方

次の2つの要件を備えていて、所沢市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。  
年齢要件 昭和59年4月12日までに生まれた方  
住所要件 平成16年1月3日までに転入の届け出をして、引き続き所沢市の住民基本台帳に記載されている方

#### 投票できない方

投票日までに市外へ転出した方  
市内転居された方  
平成16年3月20日以降に所沢市内で転居の届け出をした方は、もとの住所地の投票所で投票してください。

#### 投票所整理券

二つ折りのはがきで郵送します。開封した内側に、はがき一枚あたり4人までを記載しています。なお、世帯が5人以上になる場合には、2枚以上のはがきが届きます。投票にお出かけになる前に切り離し、名前をよく確かめ、ご自分の整理券を投

票所にお持ちください。

この整理券は、投票所などのお知らせや投票が円滑に行えるようにするためのものです。整理券に記載されている投票所(所在地の略図を参照してください)以外では投票できませんのでご注意ください。  
整理券が届かなかったり、なくしたりした場合は、投票所または期日前投票所(下記および裏面参照)の受付で係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば再発行します。

#### 投票と開票

投票日時 4月11日(日)午前7時～午後8時  
開票日時 4月11日(日)午後9時～  
開票場所 市立明峰小学校体育館(北有楽町26-20)

#### 投・開票経過と結果

投・開票経過や結果の問い合わせは、次の場所へお願いします。  
●テレホンガイドところざわ  
☎0120-432-834  
○投・開票速報ガイド番号  
.....766  
●所沢市ホームページ  
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp

●所沢市選挙管理委員会事務局  
☎2998-9259  
◎開票所(市立明峰小学校体育館)へのお問い合わせは「遠慮ください」。

### 不在者投票に替わる 新しい制度です!

### 期日前投票制度

公職選挙法の一部が改正(平成15年12月1日施行)され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度では、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要(宣誓書の記入は必要)になり、投票日前でも直接投票箱に投票できます。

なお、期日前投票を行うことができる方や投票場所・時間は、従来の不在者投票と変わりありませんが、投票期間については、**公示または告示の翌日から選挙期日の前日まで**となりますのでご注意ください。

また、郵便投票や指定施設等で行われるものは、従来どおりの「不在者投票」ですが、投票開始日については同様に、**公示または告示の翌日**に変更されます。  
※詳しくは裏面の「期日前投票&不在者投票」をご覧ください。



この選挙から「不在者投票」が新しく「期日前投票」になります! 手続きがスムーズです。ただし、投票の開始日は、**公示または告示の翌日から**になりますのでご注意ください。

## 投票所整理券は4月3日(土)ごろに郵送でお届けする予定です。

### ●投票所の変更●

今回の所沢市議会議員補欠選挙では、下記のとおり投票所（1か所）が変更になります。整理券に印刷されている投票所の所在地をご確認のうえ、投票にお出かけください。

区	《旧》投票所	《新》投票所
19	市立松井公民館 所在：上安松 1286-1	所沢サン・アビリティーズ 所在：上安松 1286-7

## 選挙公報は4月7日(水)付けの新聞朝刊に折り込む予定です。

### 代理投票制度

投票の意思があっても自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合、その方に代わって各投票所で選任された代理投票補助者が投票用紙に代筆することが認められている制度を「代理投票」といいます。

「代理投票」を希望する方は、投票所の係員に申し出てください。事由があると認められた場合、代理者2人（投票用紙に記載する者と、正しく記載されたか確認する者）によって代理投票することが出来ます。また、期日前投票の場合でも「代

### 選挙公報の「あんない

理投票」が出来ますので、希望する方は係員に申し出てください。

所沢市議会議員補欠選挙立候補者の選挙公報は、立候補者届出終了（4月4日/午後5時）後に印刷を行い、4月7日(水)付けの新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済・埼玉）に折り込む予定です。また、以上の各紙を宅配購読されていない世帯には郵送します。◎選挙公報は、各出張所などにも備え置きますのでご覧ください。問い合わせ 所沢市選挙管理委員会 事務局（☎29988-9250）

### 【通話料無料！】

## テレホンガイド とほろざわ

フリーダイヤル **0120-432-834**

### 【ご利用方法】

- ①0120-432-834に電話してください。
  - ②案内が流れます。聞きたい項目のガイド番号をダイヤルしてください。
- 761…寄付の禁止
  - 762…期日前投票・不在者投票
  - 763…期日前投票・不在者投票の場所と期間
  - 764…投票できる人・できない人
  - 765…投票所整理券
  - 766…投票速報・开票速報
  - 767…選挙管理委員会からのお知らせ

# 期日前投票 & 不在者投票

投票日当日に、次のような理由で投票所に行けない見込みである場合は、期日前投票または不在者投票をすることが出来ます。

- ◆投票日に仕事を予定する場合
- ◆レジャーや買い物等、私用のためご自分の投票区の区域外へお出かけ、または滞在中の場合
- ◆病気、けが、出産などにより歩くことが困難な場合など

### 期日前投票の方法

市内2か所の期日前投票所で投票する場合

郵送された投票所整理券をお持ちになり、備え付けの期日前投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入のうえ、投票してください。また、期日前投票ができる期間は、告示（公示）の翌日からとなりますのでご注意ください。期日前投票の会場と期間は次のとおりです（会場により時間が異なります）。市役所1階・市民ギャラリー 4月

### 不在者投票の方法

#### ①滞在地で投票する場合

市外の滞在が長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入し、事前に所沢市選挙管理委員会に投票用紙などを請求（郵送も可）してください。滞在地の選挙管理委員会の立ち会いのもとで、投票することが出来ます。投票用紙等を郵送でやりとりするため、日数がかかります。お早めに請求してください。

#### ②指定施設に入院・入所している方が投票する場合

院長や園長に申し出て、その施設内で投票することが出来ます。所沢市内では、次の施設に入院・入所の方が投票出来ます。

#### 【病院/計9か所】

- 所沢中央病院 ●国立西埼玉中央病院 ●市民医療センター ●瀬戸病院 ●防衛医科大学校病院 ●吉川病院 ●所沢第一病院 ●所沢リハビリテーション病院 ●東所沢病院
- 【老人ホーム等/計11か所】
- 亀鶴園 ●康寿園 ●亀令園 ●ロイヤルの園 ●所沢やすらぎの里 ●健康園 ●東所沢みどりの郷 ●千寿里 ●飛鳥野の里 ●ケアハウスロイヤル

## 期日前投票のスタートは告示の翌日からです!!

## 投・开票速報はインターネットで!

所沢市のホームページアドレス

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

●投・开票速報は携帯電話（iモード、EZウェス、Jスカイ）でもご覧いただけます。

みんなで守ろう三不運動。



贈らない 求めない 受け取らない

ルの園 ●ケアハウス所沢けやき  
【その他の施設/計1か所】  
●国立身体障害者リハビリテーションセンター

郵便による不在者投票が  
変わります!

公職選挙法の一部が改正（平成16年3月1日施行）され、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が新たに創設されました。これにより、今まで「身体障害者または戦傷病者のうち公職選挙法施行令第49条の2で定める一定の障害を有する方で、かつ自署できる方」に限られていた対象者が次のとおりになりました。

### 対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」として記載されている方も、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

### 代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票の対象となる方で、自ら投票の記載をすることができない方（※1、※2）であっても、あらかじめ市町村の選挙管理委員会委員長に届け出た代理記載人（選挙権を有する方に限ります）であれば、投票に関する記載をさせることが出来るようになりました。

※1 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級として記載されている方

※2 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方

なお、申請手続きや該当する障害の程度など、詳しくは選挙管理委員会事務局（☎29988-9259）へお早めにお問い合わせください。